

一般財団法人愛知県建築住宅センター
こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める『一般財団法人愛知県建築住宅センター手数料に関する規程』に基づき、こどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準適合審査料金について必要な事項を定める。

(適合審査料金)

第2条 「一般財団法人愛知県建築住宅センターこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務規程」(以下「発行業務規程」という。)第11条に規定する適合審査料金(以下「審査料金」という。)は、1件につき、次に掲げる額とする。

一 審査料金は下記による。

単位：円

建築物の種類	料金
一戸建住宅 ※1 ※2 ※3	44,000
共同住宅等 ※2 ※3	見積り

- ※1 木造住宅の省エネルギー対策等級の評価において、国土交通大臣が認める「当該住戸の外皮の部位の面積を用いずに外皮性能を評価する方法」を用いて依頼書を作成し提出した場合は、上記料金から1,100円を減算する。
- ※2 一般財団法人愛知県建築住宅センター(以下「センター」という。)へWEB申請を行う場合は、上記料金から11,000円を減算する。
- ※3 センターが発行した次の各号に該当する書類のいずれかと併願する場合、一戸建て住宅は22,000円。共同住宅等は上記見積料金の2分の1(百円未満切捨て)とする。WEB申請を行う場合はそれぞれ11,000円を減算する。
- ① 設計住宅性能評価書(断熱性能等級4若しくは5又は一次エネルギー消費量等級4若しくは5、6を取得しているもの)
 - ② 建設住宅性能評価書(断熱性能等級4若しくは5又は一次エネルギー消費量等級4若しくは5、6を取得しているもの)
 - ③ BELS評価書(基準省令第1条第1項第2号イに規定する外皮性能の基準又は同条第1項第2号ロに規定する一次エネルギー消費量の基準について「適合」と表示されたもの)
 - ④ フラット35S適合証明書(金利Bプランの省エネルギー性の基準(断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4)に適合しているものに限る)及び設計検査申請書(令和2年12月以前に設計検査の申請をしたものに限る)
 - ⑤ フラット35S適合証明書(金利Aプランの省エネルギー性の基準(一次エネルギー消費量等級5以上)に適合しているものに限る)及び設計検査申請書
 - ⑥ すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書(断熱性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4若しくは5を取得しているもの)
 - ⑦ 贈与税の非課税措置の住宅性能証明書(断熱性能等級4又は一次エネルギー消費

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明料金規程
量等級4若しくは5を取得しているもの)

二 センターでこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書が発行された後に行う計画の変更又はセンターへの当初の依頼を取下げ改めて依頼する場合の審査料金は下記による。

単位：円

建築物の種類	種別	料金
一戸建住宅	・当初の依頼を変更する場合（証明書発行済）	8,800
共同住宅等	・当初の依頼を取下げ、改めて依頼する場合	見積り

(再発行に係る料金)

第3条 こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の再発行に係る料金は、1通につき1,100円とする。

(【新築】省エネ性能等を証明する書類 発行受付書の交付に係る料金)

第4条 発行業務規程第11条に規定する【新築】省エネ性能等を証明する書類 発行受付書の交付料金は、1通につき2,200円とする。

(料金の減額)

第5条 次の各号のいずれかに該当する依頼は、第2条の料金を減額できるものとする。

- 一 30日以内に10件以上の審査の依頼が見込めると認められるときで、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 二 住宅設計がほぼ同一仕様である申請が一定数以上あり、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 三 その他審査が効率的に実施できると認められるとき。

(その他)

第6条 第2条から第5条までに該当しない場合は、別途センターと協議して定める料金とする。

(附則)

この規程は、2022年 4月 1日より施行する